

キャリアアップシステム(CCUS)説明会に関する質問への回答

	質問内容	回答内容
1	「活用の加速化を図るため工事成績評定点への加点等の取り組み」とありましたが、来年度はまだ準備期間ということで実施しない。でよろしいでしょうか。	工事成績評定の加点については、来年度中の実施を念頭に検討中です。
2	「すべての工事を対象としてCCUSを活用した場合に費用の一部を発注者が負担する」についても同じく来年度以降となるのでしょうか。	カードリーダー設置費用及び現場利用料の発注者負担の実施時期は、現在検討中です。
3	工事成績評定でその現場のすべての作業員が登録されてすべての作業で履歴が確認できなければ加点認定されないことになりますか。受注者希望型も含めて令和4年1月1日以降公告の工事から適用と報道があったように思いますが、具体的な内容はどこを見ればわかりますか。	工事成績評定の加点については、来年度中の実施を念頭に内容についても検討中です。
4	工事ではない業務委託の場合は運用対象外となりますか。他の職種に比べて委託業務で働く日の方が多技能者が他の職種の技能者に比べて不利になることはないですか。	キャリアアップシステムの現場登録は元請業者が登録が必要と判断されれば、工事でない現場でも登録が可能です。 本県の活用工事の対象範囲は、現在検討中です。
5	登録やカードリーダー購入に要する費用について鳥取県としての補助について具体的な内容やスケジュール等、わかっていることがあれば教えて下さい。	本県の活用工事での費用負担は、カードリーダー購入費、現場利用料を検討しています。実施時期は現在検討中です。
6	県工事であれば毎月の利用料とカードリーダー設置費用を全額補助してもらえますか。何年までの工事が対象になりますか。	現場利用料は10円/回、カードリーダー購入費は3万円を上限とする内容で検討しています。
7	経営事項審査のレベル判定で例えば3年以内に判定してもらい、レベル4になりました。その後3年過ぎた場合は控除対象になるようですが、レベル4になったら経営事項審査で評価されなくなるということですか。	「その他の審査項目(W点)」においてはレベルが向上した技能者数を評価するため、レベル4と判定を受けてから3年が経過すると技能者点の計算から控除されます。 なお、技術者としての評価(資格コード:704)については、3年経過後も引き続き加点となります。